

中川・綾瀬川流域水害対策計画の基本的な考え方

令和6年8月22日

中川・綾瀬川流域水害対策協議会

<目 次>

1. 河川の概要

- 1) 位置図
- 2) 中川・綾瀬川流域
- 3) 自然特性
- 4) 社会特性
- 5) これまでの主要な洪水と治水事業

2. 特定都市河川指定の概要

- 1) 特定都市河川の指定

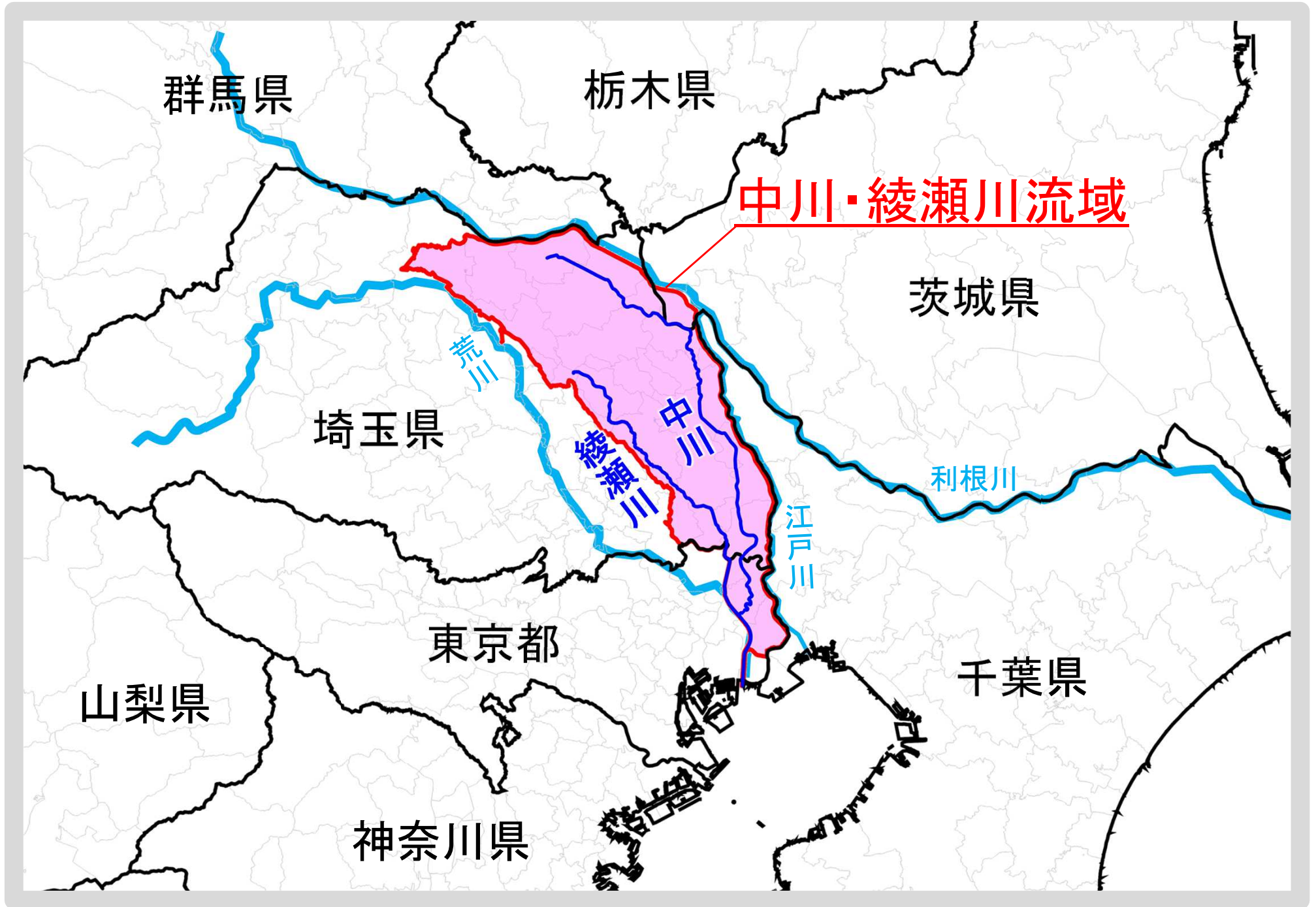
3. 流域水害対策計画の基本的事項

- 1) 流域水害対策計画に定める事項
- 2) 浸水被害対策の基本方針
- 3) 計画期間
- 4) 計画対象降雨
- 5) 都市浸水想定

4. 今後のスケジュール

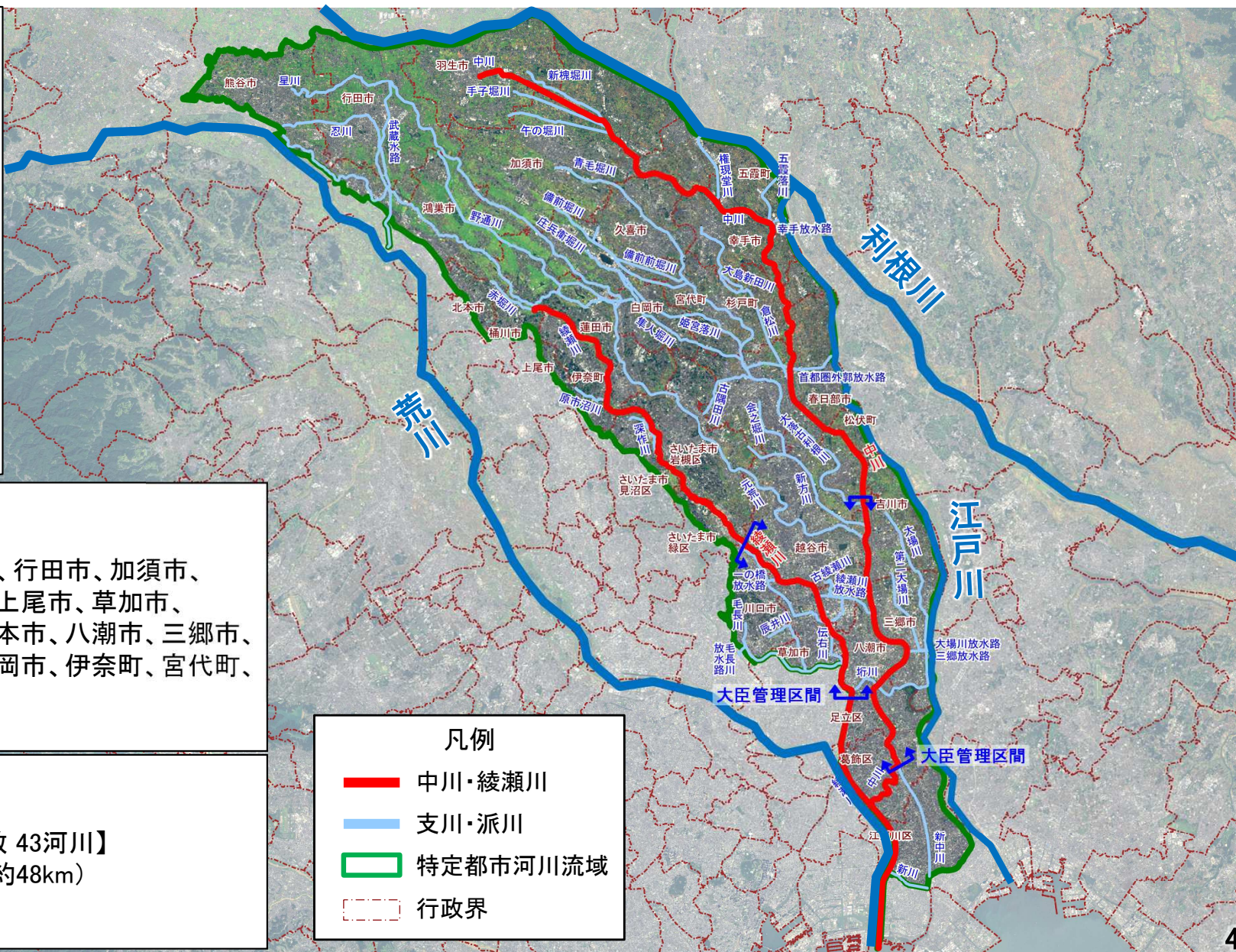
1. 河川の概要

1) 位置図



2) 中川・綾瀬川流域

- 中川は、埼玉県羽生市に源を発し、埼玉県東部及び東京都を流下して、東京湾に注ぐ幹線流路延長 約81km、流域面積 約811km²の一級河川。
- 綾瀬川は、埼玉県桶川市に源を発し、埼玉県南部と東京都東部の低平地を流下する幹線流路延長 約48km、流域面積 約176km²の一級河川。
- 流域は、茨城県の1町、埼玉県の20市4町、東京都の3区を含む、1都2県28市区町からなる。



◆流域都県・市区町：1都2県28市区町

茨城県(五霞町)

埼玉県(さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町)

東京都(足立区、葛飾区、江戸川区)

＜諸元＞

◆河川区間

利根川水系中川・綾瀬川【指定河川数 43河川】

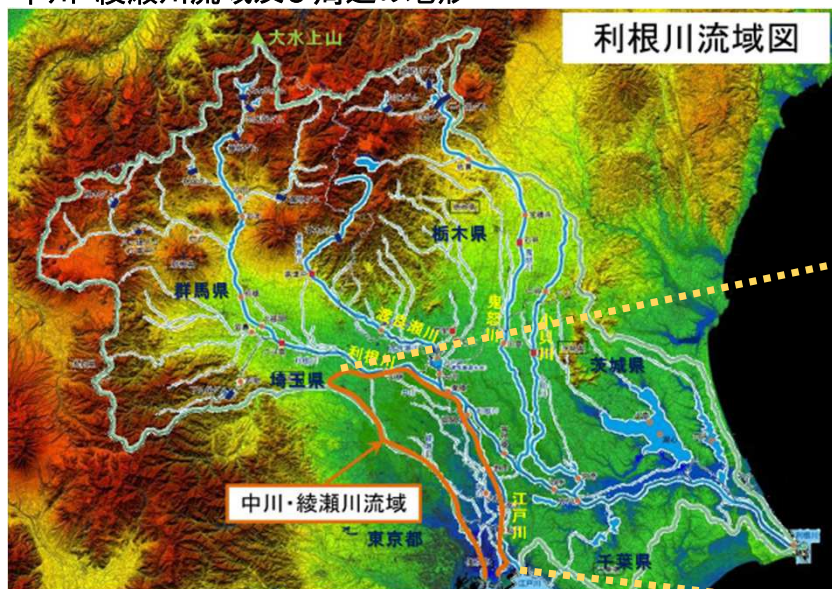
幹川流路延長(中川 約81km,綾瀬川 約48km)

◆流域面積：約987km²

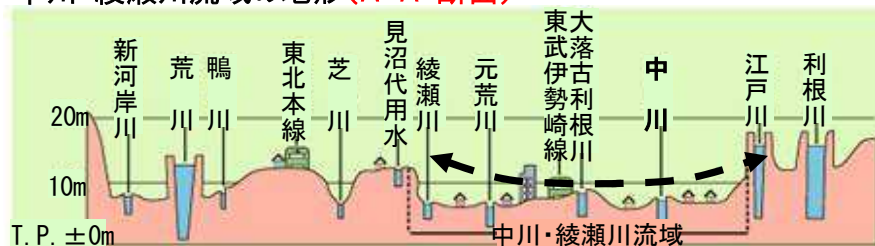
3) 自然特性

- 流域は、ほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、中川の河床勾配は全川で概ね約1/4,000と緩勾配であるため、洪水時には河川水位が堤内地の地盤より高くなることから、流域内に湛水する特性があり、過去から浸水被害が繰り返し発生している。

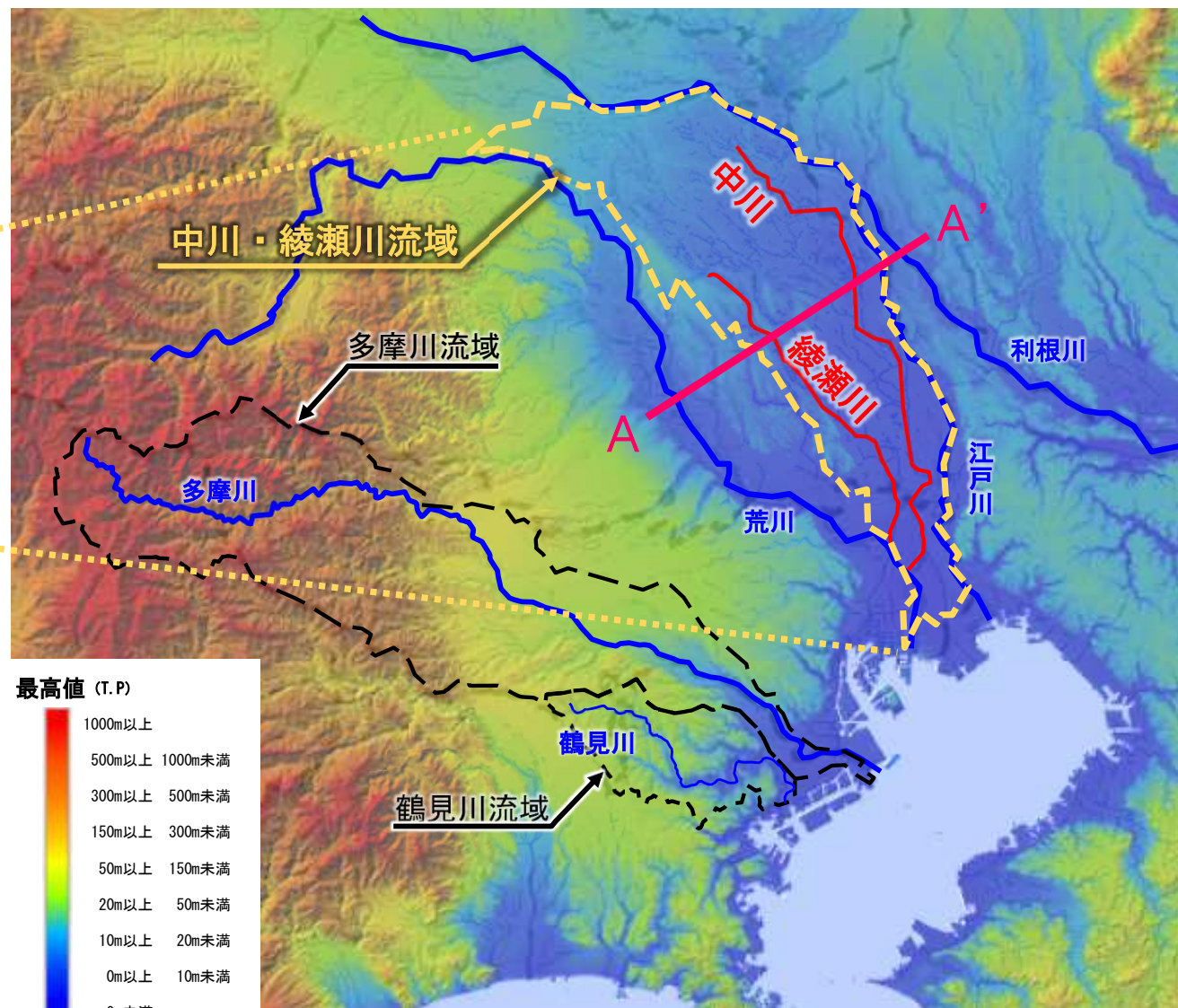
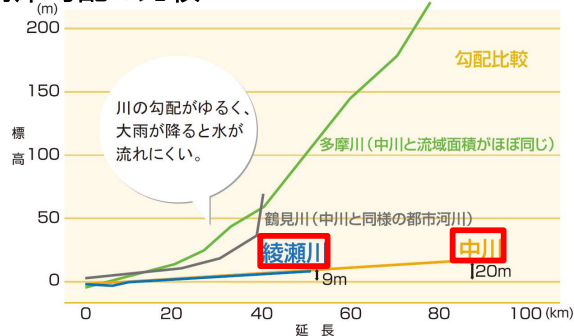
中川・綾瀬川流域及び周辺の地形



中川・綾瀬川流域の地形(A-A'断面)



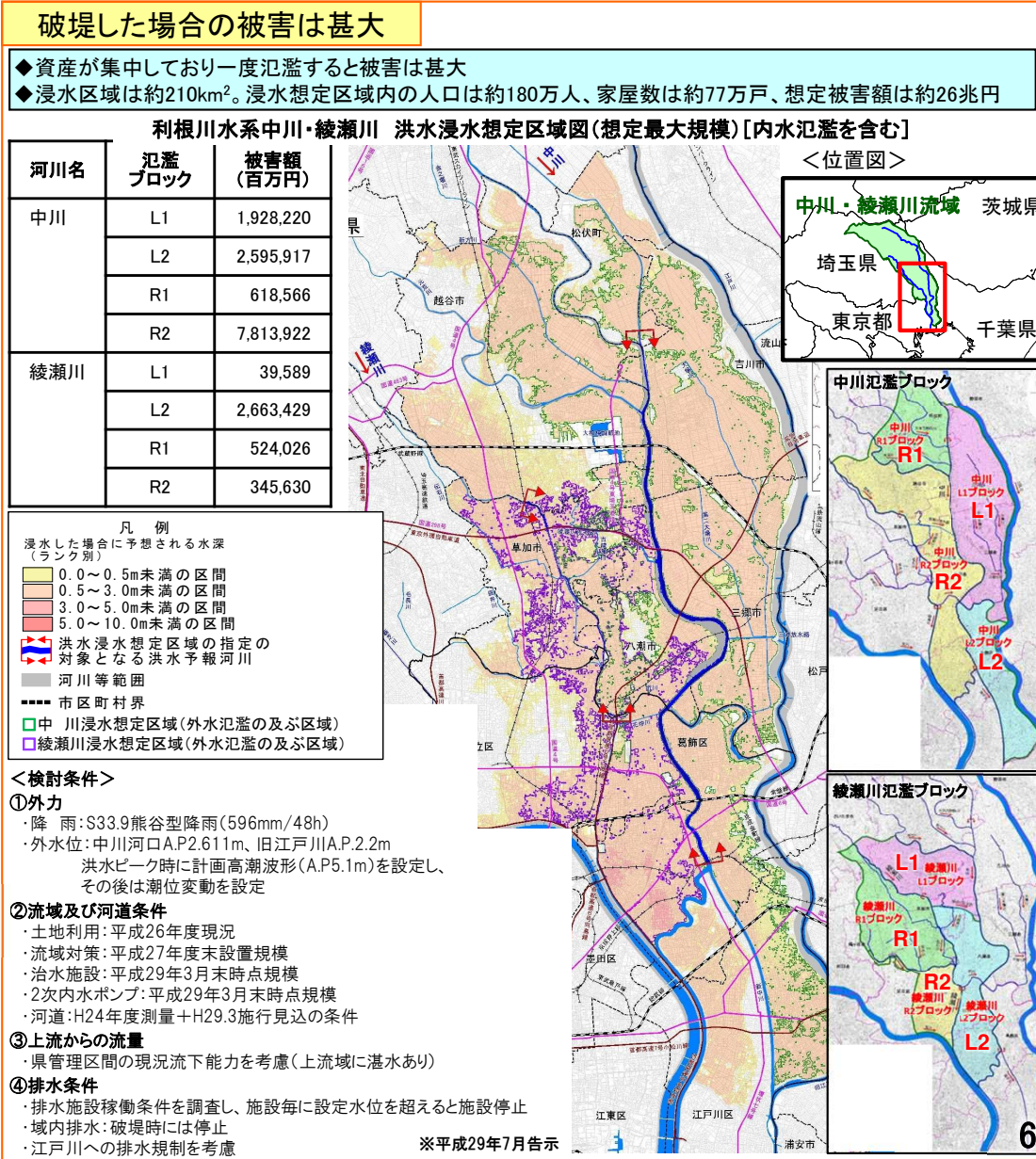
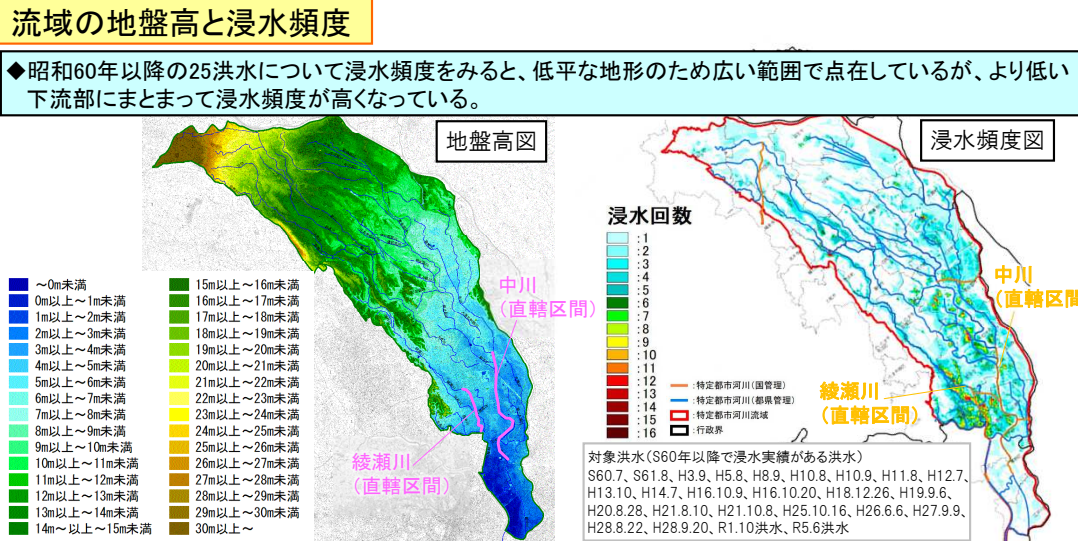
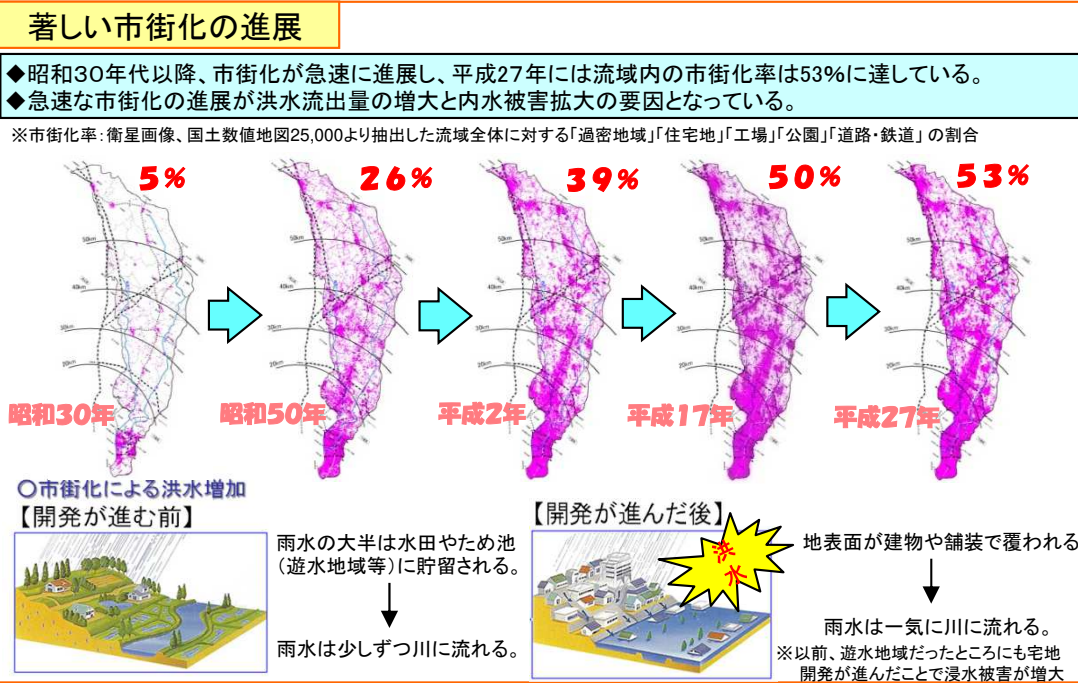
河床勾配の比較



地理院地図(国土地理院)にて作図

4) 社会特性

- 中川・綾瀬川流域は、昭和30年代以降、急速に市街化が進展。平成27年には市街化率が53%に達しており、堤防決壊により外水氾濫した場合の被害は甚大。
- 中川・綾瀬川流域は、大部分が標高20m以下の低平地であり、洪水時には河川水位が高くなることから、内水氾濫の常襲地域であり、特に地盤高の低い下流部の浸水頻度が高くなっている。



5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 昭和33年9月の狩野川台風では流域の約30%が浸水するという甚大な被害が発生。
- 都市化が著しく進んだ昭和50年代以降、綾瀬川の下流部を中心に大規模な浸水被害が発生。
- 近年においても、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風、令和5年6月台風第2号等で大規模な浸水被害が頻発。

主要出水の被害状況

洪水年月	流域平均 48時間雨量 (mm/48hr)	流域平均 時間最大雨量 (mm/hr)	浸水面積 (km ²)	浸水戸数(戸)		備考
				床下	床上	
S33.9(狩野川台風)	266	28	278.40	29,981	11,563	水害統計調査結果無し
S36.6(台風6号)	228	30	203.50	不明		水害統計調査結果無し
S41.6(台風4号)	226	18	449.73	26,052	0	
S54.10(台風20号)	100	15	5.24	8,349	1,168	綾瀬川激特採択
S56.10(台風24号)	143	26	23.54	30,021	3,797	綾瀬川激特採択
S57.9(台風18号)	195	23	50.76	22,728	6,729	新方川激特採択
S61.8(台風10号)	200	32	21.16	12,256	4,618	綾瀬川激特採択
H3.9(台風18号)	184	17	24.93	13,774	4,172	綾瀬川激特採択
H5.8(台風11号)	182	20	—	11,684	2,496	
H8.9(台風17号)	168	18	11.11	2,731	162	
H11.8(熱帯低気圧)	174	18	1.54	653	53	
H12.7(台風3号)	163	25	1.95	971	109	
H16.10(台風22号)	200	18	4.16	756	111	
H16.10(台風23号)	162	21	0.07	257	26	
H18.12(低気圧)	170	15	0.52	184	27	
H20.8(低気圧)	135	22	1.50	1,892	154	
H21.8(台風9号)	69	21	0.89	46	9	
H21.10(台風18号)	121	30	0.38	557	85	
H25.10(台風26号)	180	28	0.47	1,380	349	
H27.9(台風17,18号)	228	18	10.40	3,960	877	
H29.10(台風21号)	193	18	0.27	170	13	
R1.10(台風19号)	216	22	0.76	800	167	
R5.6(台風2号)	182	20	約5.9	3,233	784	

※浸水面積、浸水戸数については、水害統計より流域内区市町の数値を抽出し、集計。
 ※R5.6(台風第2号)については、暫定値。



令和5年6月台風第2号による被害



令和元年10月東日本台風による被害（行田市）



昭和33年9月狩野川台風による被害
（葛飾区）



昭和61年8月洪水による被害
（越谷市）



昭和54年10月台風20号による被害
（草加市松原）



昭和57年9月台風18号による被害
（草加市）



平成3年9月洪水による被害
（越谷市）



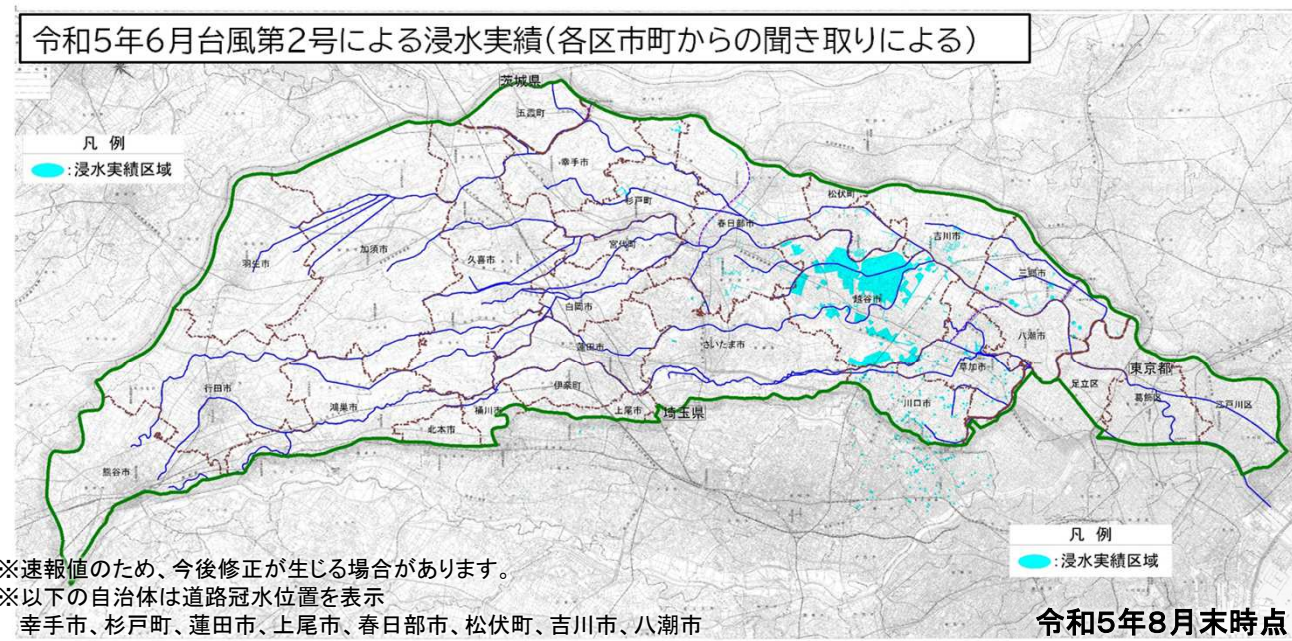
平成25年10月台風26号による被害
（幸手市）



平成27年9月台風17、18号による被害
（久喜市）

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 総合治水対策により、河川の越水等による氾濫は減少したものの、内水被害は頻発している。
- 近年では、令和5年6月の台風第2号による大雨により、流域の埼玉県下流部を中心に大きな内水被害が発生した。



令和5年6月(台風第2号)による浸水区域図

日付	水害被害面積(ha)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
H27.9(台風第10号)※1	約1,040	877	3,960
R1.10(豪雨)※1	約76	166	800
R5.6(台風第2号)	約590※2	784※3	3,233※3

※1は「水害統計」（建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局）、
 ※2は自治体からの聞き取り調査により江戸川河川事務所が作成
 ※3は「令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号による被害状況について（第14報）」（埼玉県）をもとに作成

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 令和5年6月の台風第2号による雨量は、流域平均48時間雨量182mm、累加雨量は、越谷観測所で 既往最大雨量に匹敵する322mmを記録した。
- 本流域では、この出水により浸水常襲地帯である埼玉県下流部を中心に約4,000戸の浸水被害となった。

市町村	主な被害の概要
春日部市	床上浸水9棟、床下浸水182棟
草加市	床上浸水112棟、床下浸水213棟
越谷市	床上浸水600棟、床下浸水2,529棟
八潮市	床上浸水9棟、床下浸水57棟
三郷市	床上浸水2棟、床下浸水9棟
吉川市	床上浸水4棟、床下浸水68棟
松伏町	床上浸水51棟、床下浸水132棟

※ R5. 8末時点
速報値のため、今後修正が生じる可能性があります。



越谷市船渡地区



春日部市武里地区



吉川市栄町地区



草加市新栄地区



三郷市中央地区



八潮市南川崎地区



松伏町外河原地区

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 昭和33年9月（狩野川台風）洪水などによる大災害を受け、昭和36年に中川・綾瀬川の中流部の主要区間を大臣管理区間に編入。
- 河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における総合的な治水対策について昭和55年に協議会を設置し、昭和58年に流域整備計画を策定（平成12年改定）。
- 河道整備の他、三郷放水路（平成8年完成）、綾瀬川放水路（平成10年完成）、首都圏外郭放水路（平成18年完成）等の治水施設を整備し、流域の治水安全度は向上しているが、近年の出水においても浸水被害が生じている。
- 令和6年7月には、「利根川水系河川整備基本方針」を変更。

主要洪水と計画及び治水対策の変遷

大正 2年 8月	洪水
大正 5年	内務省直轄改修計画
昭和 5年	直轄改修計画完成に伴い都県へ移管
昭和33年 9月	狩野川台風 浸水面積 : 約27,840ha 浸水家屋 : 41,544戸
昭和36年	中川・綾瀬川の中流部を国へ移管
昭和37年	新中川放水路 完成（東京都）
昭和38年	中川総体計画 計画高水流量：800m³/s（吉川）
昭和40年 昭和54年	利根川水系工事実施基本計画 策定 三郷放水路 暫定完成（100m³/s） （平成8年：200m³/s完成）
昭和54年10月	台風20号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約524ha 浸水家屋 : 9,517戸
昭和55年	工事実施基本計画 改定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
昭和56年10月	台風24号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,354ha 浸水家屋 : 33,818戸
昭和57年 9月	台風18号 新方川激特事業採択 浸水面積 : 約5,076ha 浸水家屋 : 29,457戸
昭和58年	流域整備計画 策定 計画雨量 : 217mm/48hr（1/10） 想定市街化率：38% 河川分担量 : 13,900万m³ 流域分担量 : 3,500万m³

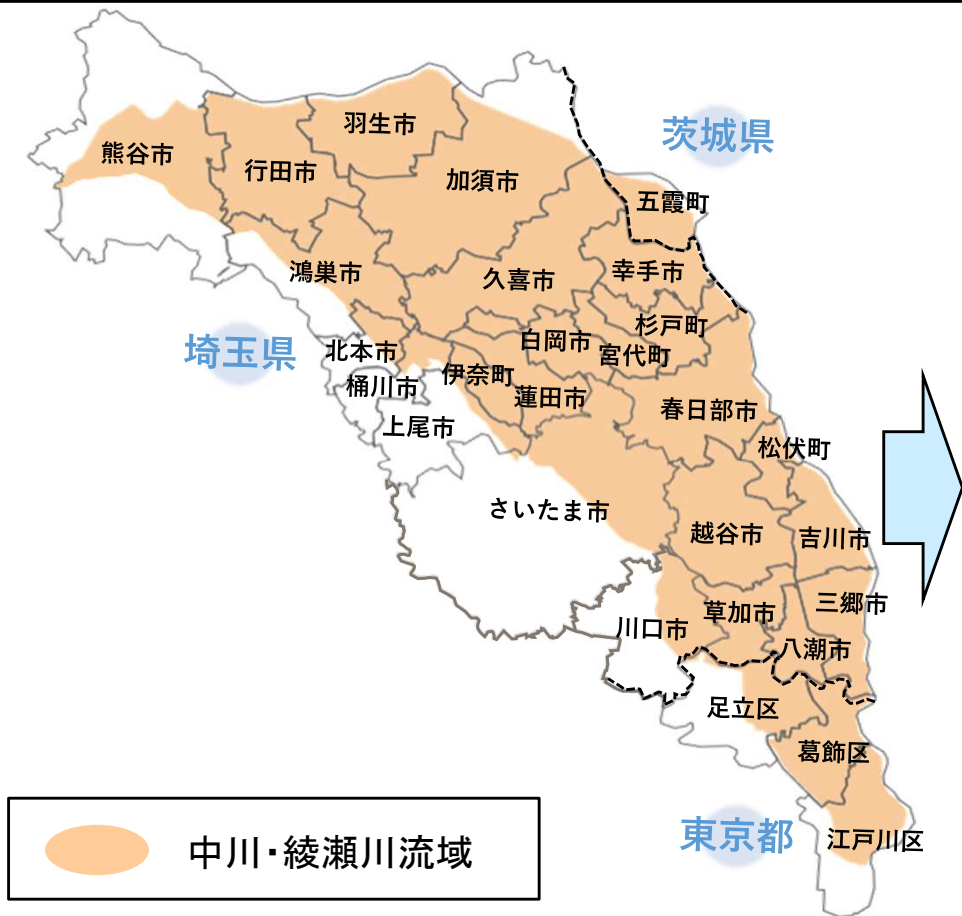
昭和59年	綾瀬排水機場 暫定完成（50m³/s） （平成7年：100m³/sへ増強）
昭和61年 8月	台風10号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,116ha 浸水家屋 : 16,874戸
平成 3年 9月	台風18号 綾瀬川激特事業採択 浸水面積 : 約2,493ha 浸水家屋 : 17,946戸
平成 4年	綾瀬川放水路 暫定通水（25m³/s） （平成10年：100m³/sへ増強）
平成 5年	工事実施基本計画 改定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
平成12年	流域整備計画 改定 計画雨量 : 217mm/48hr（1/10） 想定市街化率：51% 河川分担量 : 14,950万m³ 流域分担量 : 2,950万m³
平成14年	首都圏外郭放水路 部分通水開始（100m³/s）
平成18年	利根川水系河川整備基本方針 策定 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）
平成18年	首都圏外郭放水路 完全通水開始（200m³/s） 埼玉県・東京都における 指定区間の河川整備計画 策定
令和 5年11月	利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画 策定 計画雨量 : 267mm/48hr 河道配分流量：640m³/s（吉川）
令和 6年 7月	利根川水系河川整備基本方針 変更 計画高水流量：1,100m³/s（吉川）

主な治水施設の整備の経緯

年度	直轄	埼玉県	東京都	水資源機構
S37			新中川放水路 完成	
S38			今井水門 完成	
S42				武蔵水路 完成
S44			上平井水門 完成	
S47				糠田排水機場50m³/s完成
S53	三郷放水路・三郷排水機場100m³/s暫定完成			
S54				
S58		大場川下流排水機場 5m³/s完成		
S59	綾瀬排水機場 50m³/s暫定完成	毛長川放水路・機場完成		
S61		大吉調節池完成		
S62		毛長川調節池完成 毛長川排水機場 15m³/s完成		
S63		権現堂調節池 完成		
H1		大場川下流排水機場 20m³/sに増強		
H4	綾瀬川放水路 一部完(北一条) 八潮排水機場 25m³/s完成	深作遊水地完成		
H5	三郷排水機場 150m³/sに増強 八潮排水機場 50m³/sに増強	吉川調節池完成		
H6	綾瀬排水機場100m³/sに増強			
H7	三郷排水機場 200m³/s完成	大島新田調節池完成 毛長川排水機場 25m³/sに増強		
H8	綾瀬川放水路 完成(南一条)			
H10	八潮排水機場 100m³/sに増強			
H11		幸手放水路・中川上流排水機場 50m³/完成 谷塚調節池暫定完成 柳島調節池完成		
H13		大場川上流排水機場 40m³/s完成 辰井川排水機場 10m³/s完成 上之調節池完成		
H14	首都圏外郭放水路 暫定通水 (倉松川～江戸川) 100m³/s 暫定完成			
H17		古綾瀬川排水機場 10m³/s完成		
H18	首都圏外郭放水路 (大落古利根川～江戸川 200m³/s) 完成			
H21		花崎調節池完成		
H23		吉川南調節池完成		
H24		上口調節池完成		
H26		大相模調節池完成		
H27				武蔵水路 改築完了
H28				武蔵水路一級河川指定
H29		中手子林調節池完成		
R2		岡泉調節池完成 大門(上下)調節池完成		
R3		宇和田さくら堰 完成 大場川下流排水機場 35m³/sに増強 新和西上池調節池 完成		

5) これまでの主要な洪水と治水事業

- 総合治水対策の目標・取組内容をまとめた流域整備計画に基づき、流域全体（１都２県２０市３区５町）が一丸となって水害に強いまちづくりを進めてきた。
- 総合治水対策として、河道整備などの「河川対策」のほか、貯留浸透施設や農地の保持などの「流域対策」、防災教育などの「被害軽減対策」を進めてきたところ。



＜総合治水対策の構成と中川・綾瀬川における施策＞

① 河川対策	● 河道整備 ● 遊水地 ● 放水路 ● 排水ポンプなど	(国) 河川整備計画 (R5策定) (埼玉県) 河川整備計画 (H18策定、R1・R3改定) (東京都) 河川整備計画 (H18策定、H28・R4改定)
② 流域対策	● 貯留浸透施設 ● 農地等の保持 ● 盛土等の規制 ● 内水排除ポンプなど	開発指導等 ・ 埼玉県条例 ・ 市区町条例・要綱 開発状況のモニタリング ・ 毎年アンケート調査
③ 被害軽減対策	● 警報避難システム ● 水防管理体制 ● 浸水実績・予想区域 ● 耐水性建築 ● 住民へのPRなど	洪水予測 水害リスクライン 浸水想定区域図 洪水ハザードマップ 水防訓練、避難訓練 防災教育、等

（河川対策）河道改修による流下能力の確保

（河川対策）放水路、排水機場の整備による内水排除

(流域对策)校庭貯留

(流域対策)開発調整池



2. 特定都市河川指定の概要

1) 特定都市河川の指定

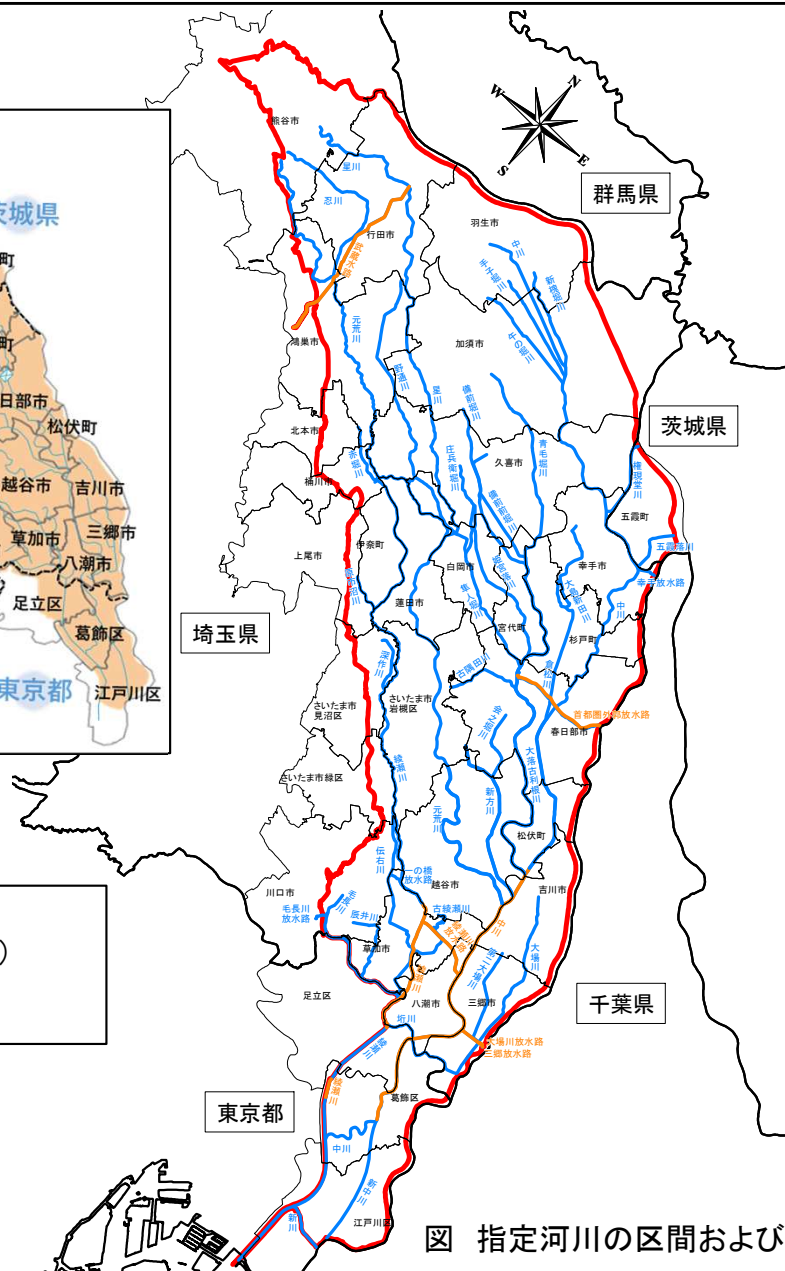
- これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域の実現を目指し、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、**令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定**（法第30条～第43条に係る規定は令和7年7月より施行予定）。

（法：特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）。以下同じ。）

位置図等



- : 特定都市河川(国管理)
- : 特定都市河川(都県管理)
- : 特定都市河川流域
- : 行政区界



河川区間：利根川水系中川・綾瀬川 他 計43河川
流域面積：987 km²

◆流域都県・市区町：1都2県28市区町

茨城県

（五霞町）

埼玉県

（さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町）

東京都

（足立区、葛飾区、江戸川区）

◆指定河川

中川、綾瀬川、新川、権現堂川、五霞落川、毛長川、辰井川、原市沼川、伝右川、古綾瀬川、深作川、新中川、圀川、大場川、第二大場川、元荒川、星川、野通川、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、首都圏外郭放水路、毛長川放水路、綾瀬川放水路、一の橋放水路、大場川放水路、三郷放水路、幸手放水路、武蔵水路

図 指定河川の区間および流域

3. 流域水害対策計画の基本的事項

1) 流域水害対策計画に定める事項

浸水被害対策の基本方針

計画期間

概ね30年間

都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
(計画対象降雨)

➢ 流域平均雨量217mm/48時間
(昭和33年9月型降雨波形)

都市浸水想定(現況の評価)

➢ 計画対象降雨が生じた場合に、
浸水が想定される区域は約14,600ha

河川管理者が主体

- ・ 特定都市河川の整備
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者が主体

- ・ 特定都市下水道(雨水貯留施設、排水ポンプ)の整備
- ・ 特定都市下水道のポンプ施設の操作

河川、下水道管理者以外の者が主体

- ・ 雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透
- ・ 排水施設の整備
- ・ 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- ・ 都市浸水想定区域における土地の利用
- ・ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定等
- ・ 浸水被害の拡大を防止するための措置

河川分担:

計画対象降雨に対して、
河川整備計画に基づく河川整備を実施

流域分担:

計画対象降雨に対して、流域対策施設(下水道貯留施設含む)の整備を実施

流域分担(今後検討):

整備途上段階に対する浸水・超過洪水に対して区域指定、ソフト対策等により対応

➢ 対策により被害湛水※1が解消する。

➢ 従来から保水・遊水機能を有する土地における無被害湛水※2を許容しつつ、貯留機能保全区域の指定等、無被害湛水の確実性・担保性を高めていく取組を実施する。

※1: 宅地湛水(床上・床下)、水田の湛水深25cm以上の湛水継続時間24h以上、畑の湛水深5cm以上

※2: 主に農地に残る湛水量(水田の湛水深25cm未満もしくは湛水深25cm以上の湛水継続時間24h未満、畑の湛水深5cm未満)

2) 浸水被害対策の基本方針

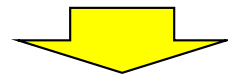
流域における課題

- 中川・綾瀬川は、流域に山地を持たず、かつての地下水くみ上げによる地盤沈下の影響もあり低平地が広がっている。
- 流域内に降った雨は水路等を伝って河川へ排水されるが、整備された水路網や排水ポンプは十分な排水能力を有していないことがあり、低い土地が広がることと相まって内水氾濫による被害が頻発している。合わせて、内水排水の受け皿となる河川も整備途上であり、堤防高さや流下断面の不足により、外水氾濫が生じてきた。



被害想定（都市浸水想定）

- 現状の治水施設及び流域条件において、計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））が生じた場合に浸水が想定される区域は、約14,600haに及ぶ。



対策の方向性

【方 針】

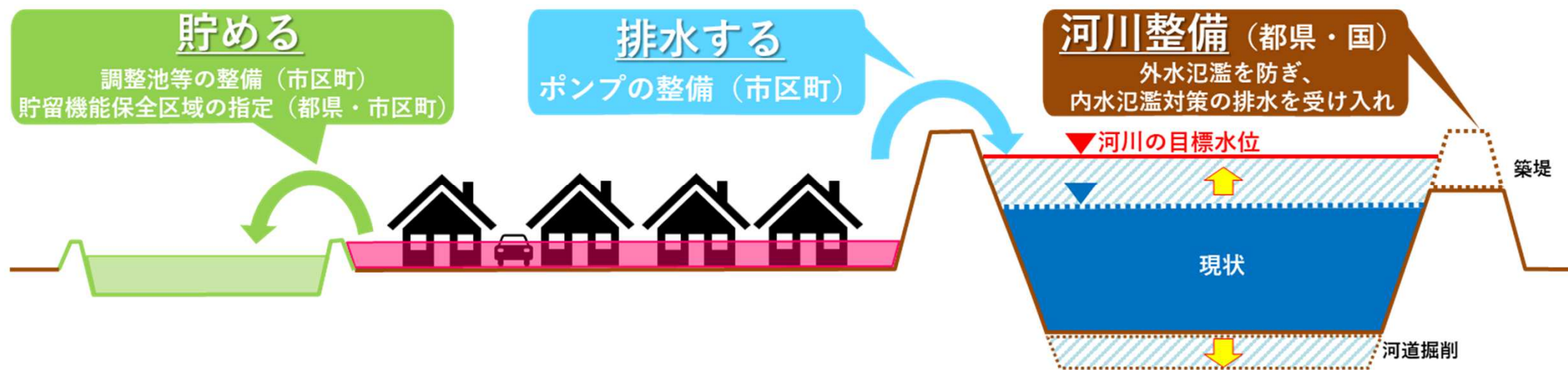
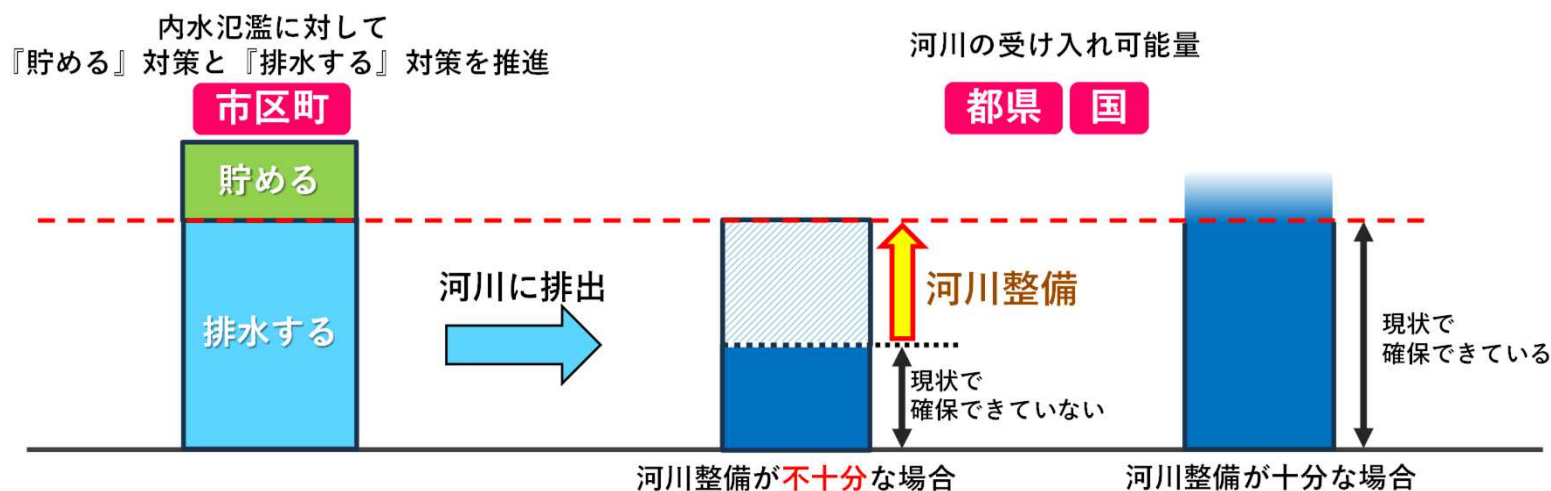
- 計画対象降雨に対して、流域の浸水被害を防止するため、内水氾濫に対しては、河川への排水、雨水貯留等の対策を推進するとともに、内水排水の受け皿となる河川の整備を推進する。

【具体的対策】

- 外水氾濫による流域内の浸水被害を防止するため、国及び都県（河川管理者）は、河川整備（河道掘削、堤防整備、調節池、水門、排水機場、放水路等）を推進するとともに、流域内市区町の取り組みに対して技術的支援等を行う。
- 内水氾濫による流域内の浸水被害を防止するため、都県及び市区町は、下水道や排水ポンプ、雨水貯留浸透施設の整備、保水・遊水機能の保全として貯留機能保全区域の指定等を行うとともに、流域住民の防災意識の啓発・向上等を図る。

2) 浸水被害対策の基本方針

- 低平地が広がる中川・綾瀬川流域において、浸水被害をなくすためには、内水氾濫と外水氾濫の両方に対して対策が必要となる。
- 内水氾濫に対しては、流域内で『貯める』対策とともに、河川整備の状況を踏まえた『排水する』対策を推進する。
- 外水氾濫を防ぐとともに、河川に排出された雨水を受け入れられるよう『河川整備』を実施していく。



中川・綾瀬川流域における浸水被害対策（イメージ）

2) 浸水被害対策の基本方針（対策における3つの視点）

- 流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

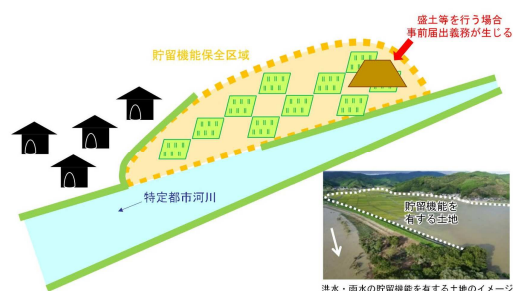
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（ハザードへの対策）

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を安全に流下させる対策をそれぞれ充実し、効果的に組み合わせて実施するものとする。

- ◆ 流域の雨水貯留機能の向上（貯留機能保全区域の指定、開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、下水道貯留浸透施設、校庭貯留、水田貯留等）
- ◆ 洪水氾濫対策（堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備等）
- ◆ 内水氾濫対策（排水施設の整備等）



雨水流出抑制対策の例

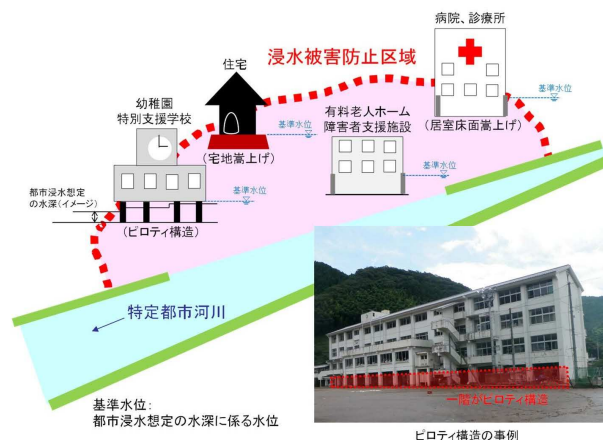


貯留機能保全区域のイメージ

② 被害対象を減少させるための対策（暴露への対応）

水害リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を講じるものとする。

- ◆ 水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫（浸水被害防止区域の指定、立地適正化等）
- ◆ まちづくりにおける活用を考慮した水災害リスク情報の充実（水害リスクマップの整備、多段階な浸水リスク情報の充実等）
- ◆ 市街化調整区域の保持
- ◆ 都市計画法第34条第11号等の指定の解除等



浸水被害防止区域のイメージ

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策（脆弱性への対応）

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。以上の取組を推進するため、水害リスク情報を充実させるものとする。

- ◆ 避難体制等の強化（マイ・タイムラインの策定・支援、避難訓練の実施等）
- ◆ 土地の水災害リスク情報の充実（ハザードマップの整備、まるとまちごとハザードマップの整備促進等）
- ◆ 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化（自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等）

【まるとまちごとハザードマップの設置状況】（越谷市）



まるとまちごとハザードマップの設置例

3) 計画期間

- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『計画期間は、効果を発現させるために必要な期間とし、概ね20～30年間程度を一つの目安とする』としている。
- 本計画では、河川整備計画（国、都、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は、概ね30年とする。

【計画期間の考え方】

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

河川整備計画において、概ね30年と設定

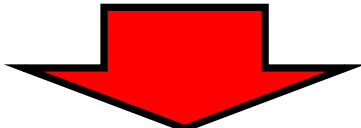
計画	計画策定	計画期間
国	R5. 11	<u>概ね30年</u>
埼玉県 管理区間	H18. 4 (R3. 7変更)	<u>概ね30年</u>
東京都 管理区間	H18. 3 (R4. 12変更)	<u>概ね30年</u>

下水道

全体計画における
将来フレームの想定年次を
概ね20～30年後の間で
設定

まちづくり

各市区町で策定している
都市計画マスタープランは、
概ね20年後の都市の姿を
展望した基本的な方向性を
提示



計画期間を概ね30年と設定

4) 計画対象降雨

- 流域整備計画において中川・綾瀬川流域全体で年超過確率1/10程度の降雨（昭和33年9月型降雨波形、流域平均雨量217mm/48時間）を計画対象降雨として総合治水対策を進めてきており、現在も当該目標に向かって取り組んでいるところ。
- このため、計画対象降雨については目標となる降雨（計画対象降雨）を流域平均雨量217mm/48時間とし、流域全体で都市浸水の発生を防ぐものとする。
- なお、近年の気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、計画を上回る洪水が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、流域治水対策を推進する。

流域整備計画

年超過確率1/10程度の降雨
（昭和33年9月降雨波形、流域平均雨量217mm/48時間）

① 河川対策

- 河道整備
- 遊水地
- 放水路
- 排水ポンプ

など

- （国） 堤防整備、河道掘削、放水路、排水機場 等
- （埼玉県） 堤防整備、河道掘削、調節池、排水機場 等
- （東京都） 護岸整備、耐震対策、高潮対策 等

② 流域対策

- 貯留浸透施設
- 農地等の保持
- 盛土等の規制
- 内水排除ポンプ

など

- 開発指導等
 - ・ 埼玉県条例
 - ・ 市区町条例・要綱
- 開発状況のモニタリング
 - ・ 毎年アンケート調査

③ 被害軽減対策

- 警報避難システム
- 水防管理体制
- 浸水実績・予想区域
- 耐水性建築
- 住民へのPR

など

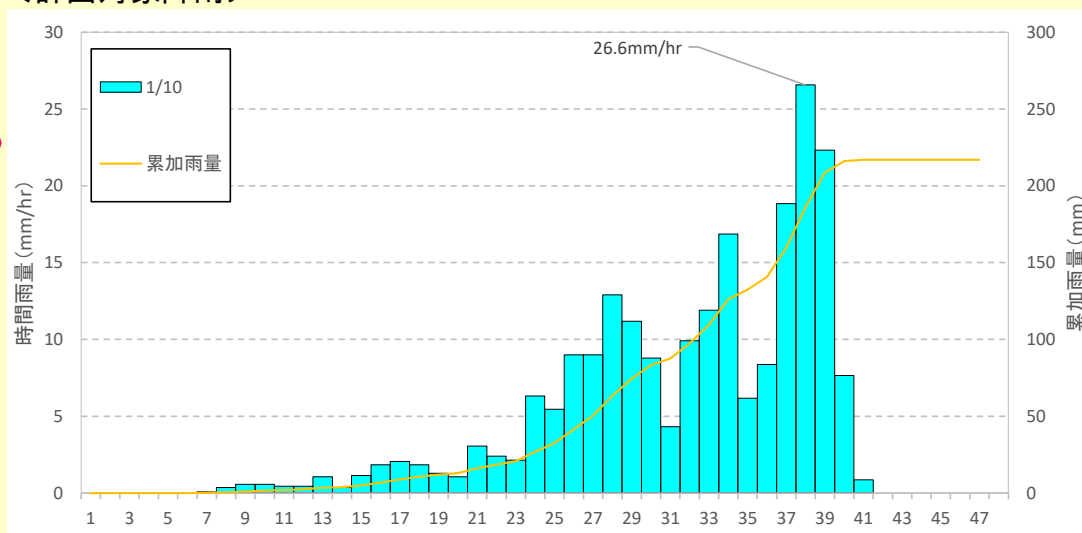
- 洪水予測
- 水害リスクライン
- 浸水想定区域図
- 洪水ハザードマップ
- 水防訓練、避難訓練
- 防災教育、等

流域水害対策計画(案)

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
（計画対象降雨）

流域平均雨量217mm/48時間降雨（昭和33年9月型降雨波形）
を目標となる降雨とする

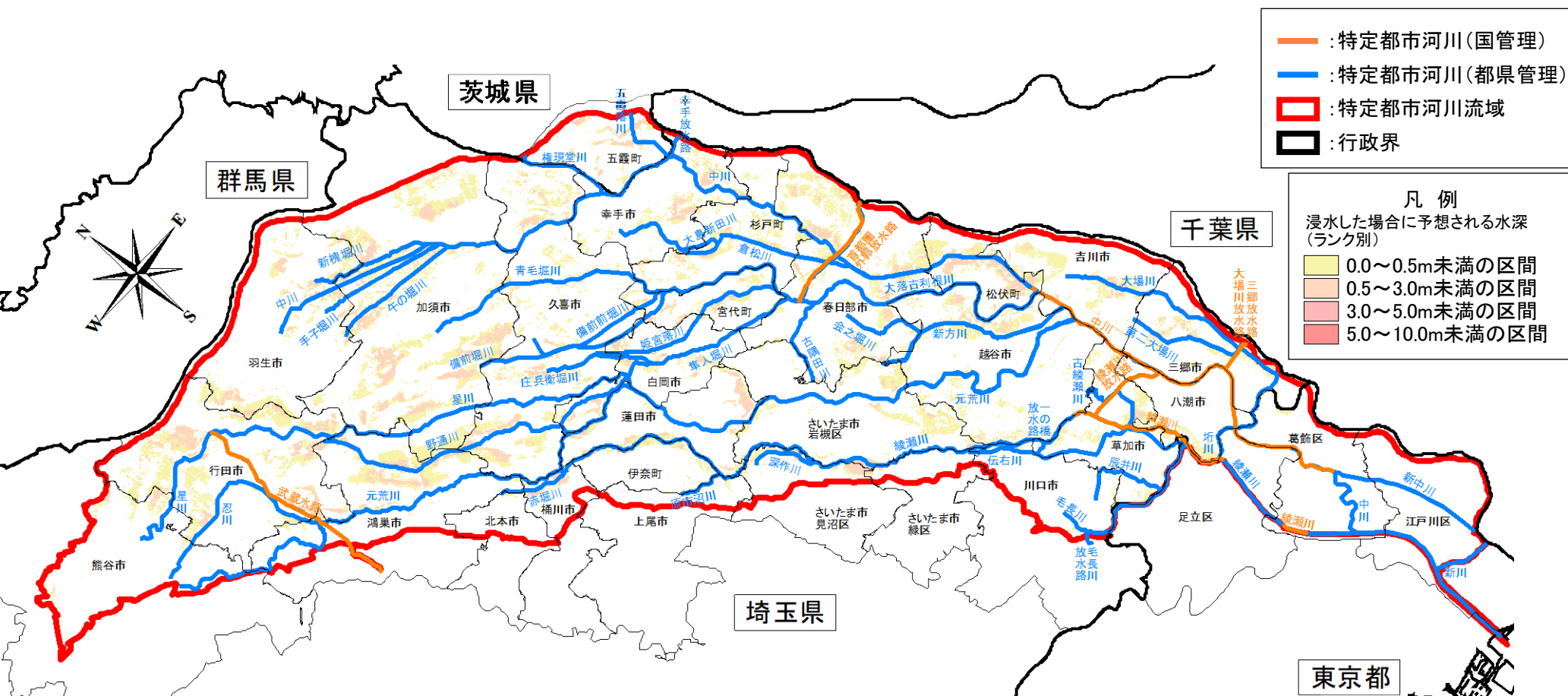
<計画対象降雨>



5) 都市浸水想定

- 現状の治水施設及び流域条件において、計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））が生じた場合に浸水が想定される区域は、約14,600haに及ぶ。

都市浸水想定区域（現状の河道・治水施設及び流域条件において、計画対象降雨が生じた場合の浸水区域）



【解析条件】

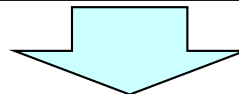
- ・降雨条件：計画対象降雨（流域平均雨量217mm/48時間（昭和33年9月型降雨波形））
- ・築堤区間はHWL破堤、無堤・掘込区間は越水・溢水
- ・内水による氾濫も考慮

4. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

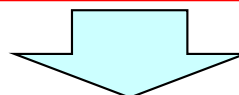
令和6年3月29日

特定都市河川・流域の指定

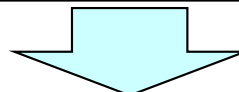


令和6年8月22日

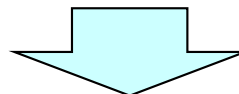
第1回 流域水害対策協議会
(設置及び基本的事項の確認)



第2回 流域水害対策協議会
(流域水害対策計画(公表用素案)の確認、内容合意)

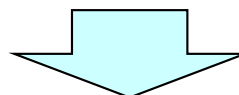


第3回 流域水害対策協議会
(流域水害対策計画(案)の確認、策定合意)



令和6年度内

流域水害対策計画の策定・公表



令和7年7月1日～

法第30条(雨水浸透阻害行為)等に関する規定の施行
流域水害対策計画の実施